

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）
1. 地区計画について		
1-1	水素製造施設の候補地が現在の都市計画に合致しておらず、都市計画変更を前提とした計画であることが、真剣に候補地を検討したのか疑問である。	市からも愛知製鋼株式会社構内に候補地はないのか強く求めてまいりましたが、電力及び道路占用の許可が困難であったり、設置スペースが確保できないといった問題から水素製造施設建築の候補地は、現在の位置しかないという結果を聞いております。
1-2	水素製造供給施設の建築について、安全確保及び生活環境維持の観点から強く反対します。	<p>【安全性について】</p> <p>市といたしましては、事業者の計画において、「水素を漏らさない」「漏れた場合でも検知して設備を停止する」「水素を逃がす」「火気を傍に近づけない」といった安全設計や安全対策、また、定期メンテナンスや部品の早期交換などの維持管理を徹底していくことを確認しております。</p> <p>また、今回立地を計画する水素製造施設は、日本各地で立地が進んでいる燃料電池車等に水素を充填する水素ステーション（現在の地区計画でも建築可能）よりも、圧力が低く貯蔵量も少ないことから、万が一爆発した場合の影響範囲は水素ステーションと比較して小さくなると考えております。なお、影響範囲を算出するシミュレーションは第三者機関が実施しております。</p> <p>以上から、市といたしましては、今回の水素製造施設の建築は安全上問題ないと考えております。</p> <p>しかしながら、いただいたご意見を踏まえ、市といたしましては、事業者に対して、事故の起きないように施設の安全設計を徹底するとともに、影響範囲が住宅地から離れるような施設の配置計画とすること及び万が一の備えとして、敷地外に影響を及ぼさないように防護壁の設置等を講じることを求めております。また、事業者に対して、世界各地で発生している水素に関する事故事例を調査し、そういった事故が起らないように対策を講じるように指導をしております。</p>
1-3	水素は燃焼爆発性が高く、周辺住民は脅威でしかなく、24時間稼働による騒音や低周波による体調不良なども不安である。そのようなことに対しても全て企業の責任で、市は責任を負わないという無責任な姿勢で一企業を優先して住民を救済してくれないような都市計画の変更をしてほしくない。	<p>事故が起きた場合は、原因者に責任があり、事故に起因する損害は原因者が負うものと考えておりますので、事業者の原因による事故が発生した場合は、損害に対する救済を事業者が確実に行うように強く求めてまいります。</p>
1-4	<p>この計画により製造される水素は、愛知製鋼全体にとって微々たるものであり、脱炭素・低炭素に貢献するというだけで、愛知製鋼株式会社や市が周辺住民の安全を奪うことに反対する。</p> <p>また、第三者機関による安全評価もなく、企業の説明を鵜呑みにしている市にも不安を覚える。</p>	<p>【騒音、低周波等について】</p> <p>騒音に関しましては、騒音の発生源となる圧縮機の周囲に囲いを設置するなど、現在の騒音レベルと変わらないように指導してまいります。また、設備の稼働による低周波は発生するものの、設備メーカーでも対策を講じており、人体への影響はないと聞いております。</p>
1-5	水素ステーションを作るにあたり、危険物の対象を水素だけとした経緯、理由、名前を文書で住民に配布してほしい。住民に寄り添うのであれば、市役所に見に来てほしいはおかしい。仕事をしている人やパソコンを使えない人もいる。	<p>今回の地区計画の変更は、水素ステーションの建築ではなく、可燃性ガスのうち、国から認定を受けた低炭素水素等供給等事業計画による水素の製造施設のみが建築可能となるように変更をするもので、他の可燃性ガスの製造施設については、引き続き建築することができないようにするものです。今回の地区計画変更の決定は東海市長が行うものです。</p> <p>説明会や縦覧については、広報紙やホームページなど市が出来る限りの方法で情報を発信させていただいております。</p> <p>また、事業者にも説明会の案内を郵送やポストへ投函する際に、説明会へ出席できない方のために説明会資料の概要を添付することや個別の問い合わせにも対応するように指導しております。</p>

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）
2. その他		
2-1	今回の計画を今後、どのように広げていくのか説明がない。	説明会において、国や中部圏の県・市町村、関連企業から構成される中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議の資料を用いて、中部圏サプライチェーンのイメージを説明させていただきました。現時点で今回の案件以外に東海市内に水素製造施設を広げていくといった計画は聞いておりません。
2-2	説明会は何度もあったが、同じ資料、同じ説明では意味がない。説明会を何度も行うのであれば、前回の質疑内容を添付してください。	事業者主催の説明会に参加される人数が少なかったことから、多くの方に説明を聞いていただくために、説明会の回数を多く行うことや開催方法を工夫することを指導させていただきました。また、説明内容については、説明会での質疑や進捗状況を踏まえて、候補地の選定やグラウンドに関する過去の経緯なども説明するように指導しており、事業者も実施しております。 なお、ご指摘いただきました過去の質疑内容の添付についても、今後は確実に実施されるように、指導してまいります。
2-3	市、企業ともに、環境対策に取り組んでいますとアピールすることが目的に思える。	今回の水素製造施設の計画は、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律」に基づき、国からの認定を受けた計画であり、この法律には「関係地方公共団体は、国の施策に協力して、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策を推進するよう努める」とされております。 また、市といたしましては、東海市全体で2050年を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティ宣言を表明しており、カーボンニュートラルを実現するための取り組みを進める必要があります。そこで、令和5年（2023年）9月に策定しました「東海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、「水素エネルギーの導入」を地球温暖化防止のための取り組み内容の一つと定めておりますので、温室効果ガス排出量削減に寄与する効果的な取り組みであると考えております。
2-4	産業廃棄物の処理施設を作るのに半径2km以内の住民の同意書が必要であるが、この法律は適用されないのか。また、半径2km以内の住民の同意書の回収、住民投票を行うべきではないのか。	ご指摘の内容を調べましたが、産業廃棄物の処理施設を作る際に半径2km以内の住民の同意が必要との法律は確認できませんでした。また、本施設については、産業廃棄物の処理施設には該当しておりません。今回の地区計画の変更は、都市計画法に則った手続きを進めており、半径2km以内の同意書の回収や住民投票の実施は必要ないものです。
2-5	グラウンドはなくさないでほしい。事故が起きた場合の工場と民家の緩衝となる。 また、水素ステーションは工場内に道路を挟まないで作るのがよい。	グラウンドの土地利用については、土地所有者である愛知製鋼が判断することであり、土地所有者として水素製造施設の建築を考えているものです。なお、現在のグラウンド周辺の樹木等は維持すると聞いております。 また、市からも愛知製鋼株式会社構内に候補地はないのか強く求めてまいりましたが、電力及び道路占用の許可が困難であったり、設置スペースが確保できないといった問題から水素製造施設建築の候補地は、現在の位置しかないという結果を聞いております。

※市の考え方(案)は現時点での都市計画決定権者(市)の見解であり、今後、事業者等との調整が整った段階で都市計画審議会に諮ってまいります。